

岡山市納税通知書等発送用封筒広告掲載取扱要領

制定 平成 27 年 9 月 17 日財政局長決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、岡山市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び岡山市広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に基づき、岡山市の納税通知書等発送用封筒を媒体とする広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の制限)

第 2 条 納税通知書等発送用封筒に広告を掲載することができる者及び広告の内容及び広告のデザインは、要綱及び基準の規定に準ずるものとする。

(広告掲載の募集)

第 3 条 広告掲載の募集は、広報紙、岡山市のウェブページ等により公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第 4 条 広告掲載の申込みは、この要領に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、岡山市納税通知書等発送用封筒広告掲載申込書（様式第 1 号）及び次に掲げる書類を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 会社概要を記載した書類
- (2) 免許、許可、届出等法的手続が必要な業種にあっては、その免許の写し
- (3) 掲載しようとする広告の原稿
- (4) 市税等の滞納がないことを証明する書類

(広告掲載の決定)

第 5 条 市長は、前項の申込みがあったときは、要綱第 10 条に規定する岡山市広告審査委員会の審査を経て、広告掲載の可否を決定し、岡山市納税通知書等発送用封筒広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第 2 号）により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第 6 条 広告掲載料については、公募型見積合せにより決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権肖像権等の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(広告掲載の決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判明したとき

(4) 広告主が、広告掲載料の納付期日までに広告掲載を辞退したとき

(5) その他、広告掲載が適当でないと市長が判断したとき

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(広告の責任)

第11条 掲載された広告についての一切の責任は広告主にあり、市は責任を負わない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年9月17日から施行する。

附 則

この要領は，令和５年８月１日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

岡山市長 宛

岡山市納税通知書等発送用封筒広告掲載申込書

岡山市納税通知書等発送用封筒広告掲載取扱要領第 4 条の規定により、次のとおり申し込みます。

申し込みに当たって、同要領に定める条項の適用を受けることについて同意します。

申 込 者	住 所	〒
	名 称	
	代表者職、氏名	
	連絡先	
	担当者	
	業種	
広告媒体		令和 年度 納税通知書発送用封筒
広告掲載料		別紙見積書のとおり（消費税を含む金額をご記入ください）
広告の内容 （デザインを添付のこと）		
備考 （添付書類一覧等を記載 すること）		

* 広告の審査に当たり、業務についてお問い合わせ、資料の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

岡山市納税通知書等発送用封筒広告掲載（不掲載）決定通知書

（申込者あて）

様

岡山市長

貴団体から申し込みがありました，岡山市納税通知書等発送用封筒への広告掲載につきましては，掲載する（しない）旨決定しましたので通知します。

申 込 者	住 所		
	名 称		
	代表者職，氏名		
	連絡先		
広告媒体		令和 年度	納税通知書発送用封筒
備考 （掲載・不掲載理由を記入）			